残高1万円未満の口座解約手続きにおける「印鑑不要化」について

平素は紀北信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。 このたび当金庫では、残高が1万円未満の普通預金等の口座解約手続きにおける「印鑑不要化」を実施します。

また、これに伴い関連する預金規定についても下記のとおり改訂いたします。

記

1. 残高1万円未満の口座解約手続きにおける「印鑑不要化」について 個人、個人事業主のお客さまを対象に、残高1万円未満の普通預金(総合口座を含む)、納税準備預金、貯蓄預金の解約手続きにつきまして、運転免許証などの顔写真

付本人確認書類を提示いただくことで、お届け印を不要とし、お客さまの口座解約の

簡素化を図ります。

取扱開始日 令和5年1月4日(水)より

2. 規定の改正

普通預金規定・貯蓄預金規定・納税準備預金規定について 解約等の条項を改訂します。

- (1) この預金口座を解約するときは、届け出の印章とこの通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
 - ①第1項の解約手続に加え、この預金の解約手続を行うことについて正当な権限を有する ことを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場 合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手続を行いません。
 - ②第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。
 - ※定期性総合口座取引規定についても、同様の改訂を行います。